

上越市ガス水道事業会計規程及び上越市ガス水道料金等収納事務の委託に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月15日

上越市ガス水道事業管理者 高橋 一之

上越市ガス水道事業管理規程第1号

上越市ガス水道事業会計規程及び上越市ガス水道料金等収納事務の委託に関する規程の一部を改正する規程

(上越市ガス水道事業会計規程の一部改正)

第1条 上越市ガス水道事業会計規程(昭和48年上越市ガス水道事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第120条中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第134条第1項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、同条第2項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

(上越市ガス水道料金等収納事務の委託に関する規程の一部改正)

第2条 上越市ガス水道料金等収納事務の委託に関する規程(昭和46年上越市ガス水道事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の11第1項」を「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。